

## 工事の概要（参考）

本資料は、弘前第1合同庁舎（20）建築改修外1件工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、弘前第1合同庁舎（青森県弘前市上白銀町 5-6）において、築後 43 年を経過し屋根防水の劣化や外壁のひび割れ等が進行し、漏水が発生していることから、来庁者及び職員の安全・安心の確保のため、屋上防水改修、外壁改修、倉庫 302 の内装改修を実施するものです。また、東北農政局弘前市庁舎（青森県弘前市大字高田 1-10-10）において、敷地内の庁舎・車庫・その他外構の取りこわしを実施するものです。

#### (1) 主な工事内容

##### 【弘前第1合同庁舎の部】

- 庁舎（鉄筋コンクリート造 地上3階建、延べ面積 1,786 m<sup>2</sup>）
  - ・屋上防水改修：屋根防水の改修及び換気塔の撤去・開口塞ぎを行います。
  - ・外壁改修：外壁の全面改修及び建具廻りのシーリング改修を行います。
  - ・内装改修：3階倉庫302の天井改修を行います。
- 電気設備
  - ・外壁改修に伴う電気設備改修を行います。
- 機械設備
  - ・外壁改修に伴う機械設備改修を行います。

##### 【東北農政局弘前市庁舎の部】

- 庁舎（鉄筋コンクリート造 地上2階建、延べ面積 448 m<sup>2</sup>）  
(電気・機械設備を含む)
  - ・取りこわしを行います。
- 車庫棟（鉄骨造 平屋建、延べ面積 81 m<sup>2</sup>（電気・機械設備を含む））
  - ・取りこわしを行います。
- 外構
  - ・コンクリートブロック塀の取りこわしを行います。
  - ・アスファルト舗装の取りこわしを行います。
  - ・屋外排水設備の取りこわしを行います。
  - ・植込、縁石、バリカーポスト、カーブミラー、カーस्टッパー、地下オイルタンク等の雑工作物の取りこわしを行います。
  - ・樹木の伐根を行います。

- ・電気設備（屋外）の取りこわしを行います。
- ・機械設備（屋外）の取りこわしを行います。
- ・取りこわし後の整地（荒整地）を行います。
- ・整地後の進入防止柵及び敷地境界プレートの設置を行います。

## （２）施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

### 1) 施工時期の制限

- ・特になし

### 2) 施工時間の制限

以下の作業については、事前に監督職員と協議のうえ、原則として閉庁日に施工するものとします。（閉庁日の作業は原則として午前8時30分から午後5時までとします）

閉庁日とは、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日を指します。

- ・屋上の換気塔撤去工事（カッター入れ、はつり含む）（弘前第1合同庁舎の部）
- ・1階事務室101での外壁照明用配線更新工事（弘前第1合同庁舎の部）

### 3) 施工手順の制約

- ・特になし

### 4) 施工条件等

- ・既存庁舎を使用しながら改修工事を行います。（弘前第1合同庁舎の部）
- ・仮設、作業範囲等については7/59（弘前第1合同庁舎の部）及び31/59（東北農政局弘前市庁舎の部）の仮設計画図を参照してください。

### 5) その他

- ・東北農政局弘前市庁舎の施設は使用しておらず（無人）、取りこわし工事着手日については特に指定いたしません。（東北農政局弘前市庁舎の部）

## **2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等**

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

### （1）実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和2年2月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

**(2) 施工条件等の円滑な協議について**

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

**(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について**

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

**(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について**

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項1.（4）参照）

**(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について**

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としていきます。（工事補足説明事項1.（9）参照）

**(6) 週休2日促進工事について**

受注者が希望する場合に、工事着手前に発注者と協議したうえで週休2日に取り組む、「週休2日促進工事」としてしています。

現場閉所の状況に応じた補正係数により、労務費を補正し、請負代金額を変更します。（工事補足説明事項2.（27）参照）

**(7) 入札時積算数量書活用方式の適用について**

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量活用方式」を適用してしています。（工事補足説明事項7.（3）参照）

**(8) 地域外からの労働者確保について**

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としていきます。（工事補足説明事項7.（6）参照）

### (9) 見積活用方式について

工事の円滑な施工確保を図るため、実勢価格を予定価格に適切に反映する「見積活用方式」を行う工事としています。

発注者が求める項目について、入札参加者から見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とします。

見積対象とする項目については、入札説明書及び見積依頼書によります。

## 3. その他

### (1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ①工事名称（または業務名称）
- ②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）
- ③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURLまたはQRコードから登録手続きをお願いします。（既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。）



[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html)